社会福祉法人　与那原町社会福祉協議会
役員等の報酬等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人与那原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第２３条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

（役員等）

第２条　この規程において、役員等とは、理事及び監事、本会会長が委嘱した委員等及び業務上必要と認めた者をいう。

（報酬）

第３条　役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬を支給する。

(1) 会長に、報酬として月額３０，０００円を支給する。

(2) 副会長に、報酬として月額１５，０００円を支給する。

(3) 監事が、監査を行なったときは、報酬として日額１０，０００円を支給する。

(4) 役員等が、その職務のため理事会、評議員会、委員会等に出席したときは、報酬として日額２，５００円を支給する。

（旅費）

第４条　役員等が出張する場合は、本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

（報酬等の支給方法）

第５条　報酬等は通貨をもって本人に支給する。

２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第６条　本会は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

附　則

この規程は、平成２９年６月２６日から施行する。